



流域治水の加速化・深化に向けて！

R6.6.25

流域治水 いのちとくらしをまもる 防災減災

～近畿ブロック流域治水行政担当者会議を開催～

-流域治水推進室-

近畿地方整備局では、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」を強力に推進しています。昨年度に引き続き、近畿ブロック管内の国・自治体等の関係分野の行政担当者が一堂に介し、流域全体を俯瞰した総合的かつ多層的な対策を推進するために担当者会議を開催しました。

会議では、流域治水に関する最新動向や近畿ブロック内外の取り組み事例の共有、制度・運用に関する質疑・意見交換等を通じ、各担当者に流域治水を「自分事」として取り組んでいただくことを共有しました。

概要

- 日時 令和6年6月25日（火）
14:30～16:30
- 会場 大手前合同庁舎（WEB併用）
- 参加者 約400人（WEB参加を含む）
近畿管内の2府6県および関係市町村合わせて約150の機関の担当者約400人が参加



会場の様子

次第

・各省庁各局等からの情報提供

国交省（水管理・国土保全局、都市局、住宅局）、農水省、林野庁、UR都市機構

・近畿ブロック内の更なる流域治水の推進に向けて

近畿地整（流域治水推進室）

・先行地域の実践の話題提供

和歌山県：西川流域の特定都市河川指定に向けた取組
奈良県田原本町：大和川流域の貯留機能保全区域指定等の取組

・質疑応答、意見交換



意見交換の様子

内容

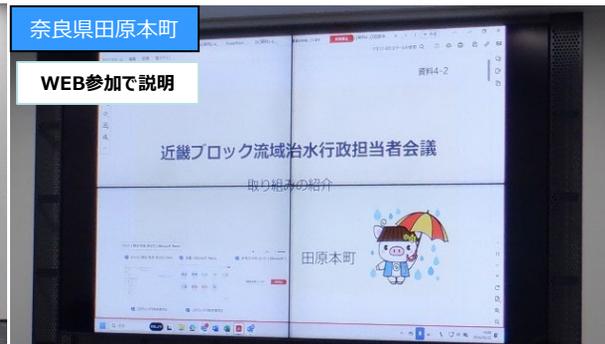
近畿地整流域治水推進室



和歌山県



奈良県田原本町



WEB参加で説明

R5年度の出水時に、流域治水の取組により被害が大きく軽減したことを説明。流域治水を強力に推進するために、特定都市河川の指定を提案。
R6年度に特定都市河川指定を目指す西川について、指定に向けた合意形成の取組について説明。
総合治水、流域治水の取組がR5.6月出水時に効果を発揮したこと、一定規模以上の雨水浸透阻害行為への対策義務化による民間開発への影響がないこと、貯留機能保全区域の指定に向けた取組を説明。

自治体からの主な意見

- 特定都市河川指定に伴い、開発許可申請の件数が現在より増加する見込みなので、許認可申請対応事務に係る新規支援施策に期待します。
- 農地を維持し続けることに不安を持つ地権者が多いため、貯留機能保全区域の指定を広げていくには営農継続を支援する各種補助や制度の拡充が必要です。

【問い合わせ先】



近畿地方整備局 流域治水推進室

〒540-8586大阪府中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎 TEL 06-6945-6355